

挑戦する中小企業応援パッケージ

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- **挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。**

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

- ① **信用保証協会による経営改善支援の強化**
→ 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】
- ② **民間金融機関による経営改善支援の促進**
→ 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】
- ③ **経営者保証改革の促進**
→ 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】
→ 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

- ① **商工中金の危機対応融資先への支援強化**
→ 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】
- ② **事業再生ガイドラインの運用改善等**
→ 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。
→ ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】
- ③ **コロナ資本性劣後ローンの運用明確化**
→ 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

再チャレンジフェーズ

- ① **中小企業活性化協議会の体制強化**
→ 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】
- ② **廃業時の取扱いの明確化**
→ 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。
→ 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】
- ③ **求償権消滅保証の運用改善**
→ 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】